

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙1（甲第2号証・特許公報）及び別紙2（原告代表者（甲山太郎）の言い分）に基づいて、別紙3（訴状）の空欄1～10に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 甲第1号証の添付は、省略しています。

注3 弁護士費用及び弁理士費用は、請求しないものとします。

注4 遅延損害金の起算日は、訴状送達日の翌日からとしてください。

注5 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注6 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) <事案>

令和2年7月1日にAはその保有する特許権につき、Cが新たに設立し代表者となっているB社との間で、ライセンス契約を締結した。同ライセンス契約書には、B社がAに対し、令和2年8月1日までにライセンス料を一括前払いで支払うこと及び支払いを遅滞した場合には年10%の遅延損害金を支払うことが定められていた。また、Aは、B社の資力に不安があったため、ライセンス契約書にB社のライセンス料支払債務につきCが保証する旨を定め、Cにも署名捺印してもらったが、保証債務の範囲については特に定めなかった。その後B社は、支払期限を過ぎたにもかかわらずライセンス料を支払っていない。

以上の事案を前提に、以下のア～エの各設問について解答してください。

ア 次の文は正しいか、法律上の根拠を示して答えてください。

「AのB社に対するライセンス料債権は、令和2年8月1日から5年間行使しないときは時効により消滅する。」

イ Aは、B社に対しライセンス料及び約定の遅延損害金を請求するとともに、Cに同額の保証債務の履行を求めた。この場合、Cは、約定の遅延損害金につ

いては保証債務の範囲外として履行を拒めるか。法律上の根拠を示して答えてください。

ウ 将来、次の事態が生じた場合、B社はライセンス料債権の時効消滅を主張できるか。法律上の根拠を示して答えてください。

Aが、ライセンス料債権の消滅時効の時効期間が満了する5か月前に、B社にライセンス料の支払を求める請求書を発送したところ、B社から2か月間の支払猶予を求める回答書を受領した。しかし、その後もB社が支払をしないため、Aは、B社及びCを被告として、B社にライセンス料の支払を求め、Cに保証債務の履行を求める訴訟を提起した。訴訟を提起した時点で、ライセンス料債権の消滅時効の時効期間満了から2か月が経過していた。

エ ウの場合、Cは、保証債務の時効消滅を主張できるか。法律上の根拠を示して答えてください。

(2) <事案>

X社は、自己の保有する特許権（以下、「X特許権」という。）に基づき、Y社に対し、Y社が製造販売する製品（以下、「Y製品」という。）がX特許権を侵害するとして、Y製品の製造販売の差止め及びY社による令和元年9月1日から同年11月30日までのY製品の販売につき3000万円の損害賠償を請求する訴訟を提起した。

以上の事案を前提に、以下のア、イ、ウの各設問について解答してください。法律上の根拠は実定法上の根拠条文も引用してください。なお、以下のア、イ、ウは相互に独立した設問です。

ア 本訴訟において、裁判所は令和2年9月30日に口頭弁論を終結し、Y製品はX特許権に係る発明の技術的範囲に属しないという理由で同年11月30日にX社の請求を棄却する判決をし、同判決は確定した。

しかし、その後、X社は、令和2年11月以降、Y製品には大幅な設計変更があったとして、再びY社に対し、X特許権の侵害を理由にY製品の製造販売差止請求訴訟を提起した。この場合、裁判所は後訴においてどのような判決をすべきか、理由を付して簡潔に解答してください。

イ 本訴訟において、裁判所は令和2年9月30日に口頭弁論を終結し、Y製品はX特許権に係る発明の技術的範囲に属しないという理由で同年11月30日にX社の請求を棄却する判決をし、同判決は確定した。

しかし、その後、X社がY社に対し、令和元年9月1日から同年11月30日までのY製品の販売につき、X特許権の実施料相当額を不当に利得したとして、3000万円の不当利得返還請求訴訟を提起した場合、裁判所は後訴においてどのような判決をすべきか、理由を付して簡潔に解答してください。

ウ 本訴訟の係属中、X特許権の特許権侵害の成否について争われる中、特許権侵害の成立は明白であると考え、X社が裁判所に対し、中間判決を求めた場合、裁判所は中間判決をする必要があるか。また、裁判所がY製品はX特許権を侵害する旨の中間判決をした場合、Y社は直ちに当該判断に対する不服申立てをすることができるか。これらについて法律上の根拠と結論を簡潔に解答してください。

(別紙 1)
甲第 2 号証

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第○○○○○○○○号

(P○○○○○○○)

(45) 発行日 平成 29 年○月○日 (2017.○.○)

(24) 登録日 平成 29 年 12 月 15 日 (2017. 12. 15)

(51) Int.Cl.

F 1

(略)

(略)

請求項の数 1 (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願 2015-000000 (P2015-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 27 年 9 月 17 日 (2015. 9. 17)		ビューティ甲山株式会社
(65) 公開番号	特開 2016-000000 (P2016-000000A)	(74) 代理人	000000000
(43) 公開日	平成 29 年 3 月 27 日 (2017. 3. 27)		東京港区南青山○丁目○番○号
審査請求日	平成○○年○月○日 (200○.○.○)		弁理士 乙山 一郎
		(72) 発明者	○○ ○○
			東京港区南青山○丁目○番○号
		審査官	○○ ○○
			(略)

(54) 【発明の名称】 パック用シート

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

美容用具として、不織布の引っ張り方向とする縦方向に鼻筋の方向を揃えて打ち抜いたフェイスマスク型パック用シートに、鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に、縦方向もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配したことを特徴とするパック用シート。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【技術分野】

本発明は、美容液を含浸した状態で人体顔面上に載せられて、美容に用いられるフェイスマスク型パック用シート（以下これを「パック用シート」と略称する）に関する。

【0002】

【背景技術】

従来、美容液を含浸した状態で人体顔面上に載置されるパック用シートが使用されている。このようなパック用シートは、不織布、ゲルシート（以下これを「不織布」と略称する）の含水シートを素材とし、ほぼ顔面全体または顔の一部を覆う大きさ及び形状で、顔面全体を覆うフェイスマスクの場合は概ね両眼、鼻及び口に対向する部分に切り欠き孔や切り込み線が形成されている。

【0003】

パック用シートは、不織布の輪郭及び上記切り欠き孔や切り込み線部を刃型で打ち抜くことによって作成される。

【0004】

ところで、平面体であるパックシートに対し、これを施す顔面は凹凸を有する三次元の立体であるため、放射状の切り込み線を配するなど、顔面にフィットする工夫が試みられている。

【0005】

しかしながら、顔面で最も高く膨出する鼻の対向する部位は、図 1 のように鼻下部から鼻翼の両側を回り込み、さらに上部に向けて深く切り込まれた線 8 により、図 2 に示すよ

10

20

うに、小鼻部分に、シートで覆えない大きな隙間が空いてしまうのである。

【0006】

ところが、この小鼻部分というのは、皮脂が漏出しやすく、毛穴の汚れが詰まる、いわば美容パックで最もケアが必要となる個所であるから、小鼻部分を覆えないことは、商品として充分とはいえない問題点である。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

さらに、使用中にシートの小鼻に対応した部分が浮き上がってしまう欠点も指摘されている。すなわち、顔面で最も高く膨出する鼻の小鼻部分をも、ぴったりと覆うことができない 10
ければ、パック用シートとしての最低条件を満たすことができないはずである。

【0008】

本発明の技術的課題は、従来のパック用シートでは覆うことができなかった顔面で最も高く膨出する鼻の小鼻部分をも、ぴったりと覆うことができるパック用シートを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

前記課題を解決するため本発明は、不織布を打ち抜いて作成されるパック用シートに、右鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に至り、両鼻翼の付け根から 20
両眼の付け根にそれぞれ達するほぼ台形の領域に、縦方向もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配したものとする。

【発明の効果】

【0010】

汎用タイプの不織布には、一般に縦方向には伸びず、横方向に伸びやすいという物性を持つものが多い。本発明はこのような物性の不織布を用いて、その縦方向に顔の鼻筋方向を揃えてフェイスマスク型に打ち抜いてパック用シートとしたものである。そのため、顔面上に載せられたパック用シートは、鼻に対向する、縦方向もしくはやや斜め方向に走る 30
ミシン目状の切り込み線の複数列配された前記ほぼ台形領域部分と、不織布の横方向に伸びやすいという物性とが相俟って、鼻筋や鼻の角度に沿って自然と横方向に伸び広がり、その結果、隙間を生じることなく小鼻部分をもパック用シートでぴったり覆うことができるという効果がある。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

本発明は、不織布等を、顔の輪郭にほぼ対応した形状に打ち抜き、更にこれに両眼部及び口部に対向する切り欠き孔を設けると共に、鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に、縦方向、もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線複数列を刃型で打ち抜くことによって作成される構成とする。

【実施例】

【0012】

本発明の実施例の形態を図3～図6に基づいて説明する。 40

【0013】

図3は実施例1のパック用シートで、不織布の縦方向と鼻筋方向とを合せて、輪郭1及び両眼部に対応する切り欠き孔2、及び口部に対応した切り欠き孔3を開け、鼻下端部に対向する水平方向の切り込み線4の、すぐ真上に、右鼻翼の付け根から鼻尖を経て、左鼻翼付け根部分に至り、この左右の鼻翼から左右の眼の付け根に至るほぼ台形の領域に、縦方向、もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線5を複数列刃型で打ち抜くことによって作成されている。このため、図4に示すように前記ほぼ台形領域部分のミシン目状の切り込み線で不織布の繊維がスリットカットされたことと、不織布の横方向に伸びやすいという物性とが相俟って、鼻筋や鼻の角度に沿って自然とシートが横 50

方向に伸び広がり、その結果ぴったりと隙間を生じることなく小鼻部分は覆われている。

【0014】

図5は本発明の実施例2のパック用シートであり、鼻対向部は実施例1と同様の切り込み線であるが、脛部分に対応する切り込み6と頬部分に対向する切り込み線7により、より細かい顔の凹凸にもフィットできるようにしたものである。

【0015】

図6は本発明の実施例3の目元及び鼻部分用パック用シートであり、鼻下端部に対向する水平方向の切り込み線4の、すぐ真上に、右鼻翼の付け根から鼻尖を経て、左鼻翼付け根部分に至り、この左右の鼻翼から左右の眼の付け根に至るほぼ台形の領域に、縦方向もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線5を複数列刃型で打ち抜くことによって作成されている。このため、前記領域ほぼ台形の部分と、不織布の横方向に伸びやすいという物性とが相俟って、鼻筋や鼻の角度に沿って自然とシートが横方向に伸び広がり、その結果隙間を生じることなく小鼻部分をもぴったりとシートに覆われることを特徴とするものである。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】従来品のパック用シートの平面図

【図2】従来品のパック用シートの使用状態の説明図

【図3】本発明品の実施例1のパック用シートの平面図

【図4】本発明品の実施例1のパック用シートの使用状態の説明図

【図5】本発明品の実施例2のパック用シートの平面図

【図6】本発明品の実施例3の目元及び鼻部分用のパック用シートの平面図

【符号の説明】

- 1 輪郭
- 2 両眼部に対向する切り欠き孔
- 3 口部に対向する切り欠き孔
- 4 鼻下端部に対向する切り込み線
- 5 ミシン目状の切り込み線
- 6 脛部分に対向する切り込み線
- 7 頬部分に対向する切り込み線
- 8 鼻翼回りの切り込み線

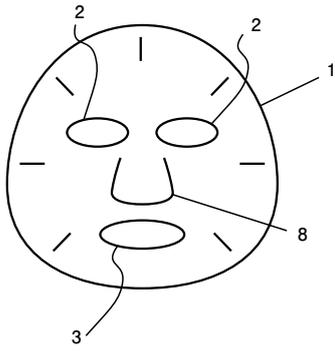
10

20

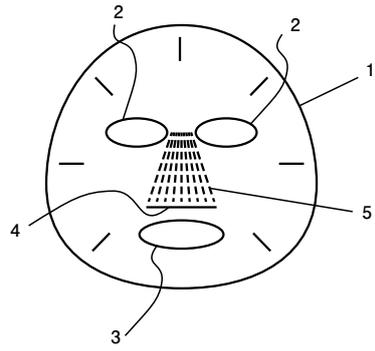
30

(4)

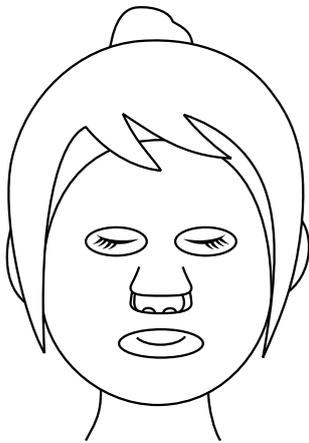
【图 1】



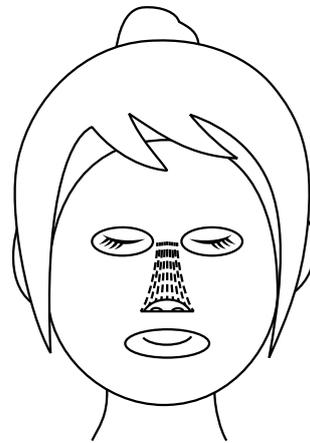
【图 3】



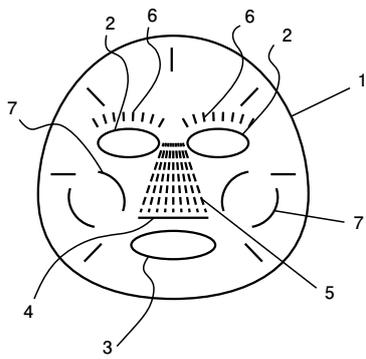
【图 2】



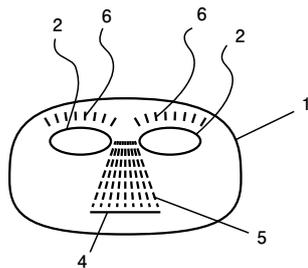
【图 4】



【图 5】



【图 6】



原告代表者（甲山太郎）の言い分

1. 当社は、化粧品や美容品の製造、販売等を業としており、今回相談させていただく美容フェイスマスクなどの製品を扱っております。

今日相談に参りましたのは当社特許権の侵害の件についてです。

株式会社乙川興業（以下「乙川興業」といいます。）という会社は、様々な日用品を格安に提供するとして全国に店舗を展開しているのですが、同社の製造販売する製品の中に、製品名を「超美容マスク」という美容フェイスマスク（以下「乙川興業製品」といいます。）があります。この製品が当社の保有する特許権を侵害しているのです。

2. 当社は、顔面を覆う美容フェイスマスク型のパック用シートの発明をし、特許を取得しました（以下「当社特許」、「当社特許権」といい、当該発明を「当社発明」といいます。）。

当社特許の内容は、特許登録原簿謄本と特許公報を持参したので、御確認ください。

3. 当社は、当社発明を実施した美容フェイスマスクを「モイスト美顔マスク なめらか」との名称で平成27年から製造販売しています（以下「当社製品」といいます。）。当社製品を構成するシートは当社研究開発部が苦心を重ねて開発した美容液（これは企業秘密です）に含浸することで高い美容効果があります。当社製品は、その美容効果とおしゃれなパッケージデザインが評判となり、また、人気女優を起用したCM広告のおかげで、女性のみならず若い男性にも大変な人気を博しております。販売価格は安いとはいえませんが、当社製品を愛好するお客様は年を追うごとに増加しており、今や当社の主力製品のひとつであります。

乙川興業製品については、令和2年4月より販売が開始されたようです。当社製品の愛好家のお客様からの投書があり、当社製品によく似た外観の美容フェイスマスクが非常に安価で乙川興業の店舗で販売されているとのことでした。乙川興業製品は当社製品よりも品質が低いのですが、その価格の安さから販売開始直後から大きな販売量になりました。その結果、当社製品の売上げが落ち込んできました。

4. 当社が乙川興業製品を入手して調べたところ、当社製品と同様、不織布で作られたフェイスマスク型のパック用シートであり、その構成は本日持参した図面（注：（別紙3）訴状の（別紙）被告製品説明書の図面）のとおりです。

5. 当社は、乙川興業製品は当社発明の技術的範囲に属するものと考え、乙川興業に対し当社特許権を侵害していることを警告する書簡を内容証明で郵送しました。

これに対し、乙川興業は、回答書を送り返してきたのですが、乙川興業製品の製造販売を取りやめるところか、侵害を争ってきました。乙川興業の主張は、乙川興業製品の構成が当社発明の構成要件を充足していないというもので、具体的には以下の内容が記載されていました。

(1) 「鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に、」との構成要件について

貴社特許の明細書の図3ないし図6を参酌すると、台形の上底となる「眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線」とは両目頭を結ぶ線を意味し、台形の下底となる「鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分」とは鼻の膨らみである鼻翼が顔の平面と接する部分を意味すると解釈されます。このように構成される台形領域にミシン目状の切り込み線が存在することが貴社発明では構成要件として規定されていることとなります。

しかしながら、当社製品では、十字状の切り込み線が、鼻翼の付け根の外側からもう片方の鼻翼の付け根の外側を結ぶ線を下底とし、目頭の1段分か2段分下のやや外側を結ぶ線を上底とするほぼ台形の領域に設けられております。貴社発明が規定する「ほぼ台形領域」の範囲である目頭の高さからやや下の部分までの領域には切り込み線が一切存在しません。したがって、上記構成要件を充足するものではございません。

(2) 「縦方向もしくはやや斜め方向に『ハ』字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配した」との構成要件について

「ミシン目」とは、ミシンの使用により形成されるミシン針によって開けられた穴を意味することから、「ミシン目状」とは、多くの穴が長く線状に連なったものを指し、間を空けずに等間隔に連続的に長く連なる点線を意味するものと解されます。

しかしながら、当社製品の切り込みは十字状であり、上記のような点線ではなく、また、横方向に切り込み線が入っているため、「ミシン目状の切り込み線」には該当しません。」

6. しかし、乙川興業の主張は到底承服することができません。

(1) 主張(1)について

当社発明のシートが小鼻部分までぴったりと覆うという特徴を有することを考えれば、厳密に目頭(目の、鼻に近い方の端)まで「ミシン目状の切り込み

線」がある必要はありません。鼻のうち、鼻根部は、通常、鼻背（鼻梁、鼻の尾根の部分）や鼻の最も高い頂上部（鼻尖部）よりも膨出ボリュームが小さいので、不織布の横方向の伸びを利用して十分に覆うことが可能です。

したがって、乙川興業製品の十字状の切り込みがある台形領域の上端部は当社発明にいう「眼の付け根」にあるといえるのではないのでしょうか。訴訟では、是非、構成要件の充足を主張していただきたいです。

もっとも、若干の不安もありますので、仮に構成要件を充足しないと判断される場合に備えて、可能な主張をお考えいただきたいと思います。乙川興業製品は、当社発明の重要な部分である小鼻部分をぴったりと覆う構成を有しているのですし、切り込みの領域の高さを調整するなど当業者であれば当然に考えることだと思しますので、これで侵害はないというのでは納得いきません。

(2) 主張 (2) について

既に述べたとおり、当社発明のシートが小鼻部分までぴったりと覆うという特徴を有することを考えれば、乙川興業がというような点線に限らず、短い線状の切り込みが連なるものも含まれると思います。当社発明でもミシン目「状」と表現していますし、実施例の図面でも短い線状の切り込みを示しています。

また、当社発明では、「ミシン目状の切り込み線」が「縦方向もしくはやや斜め方向に『ハ』字状に走る」と規定されていますが、これ以外の方向に追加で切り込みが設けられていても別に問題はありません。

乙川興業製品の切り込みは十字状ですが、縦方向の切り込みに着目すると、線状の短い切り込みが縦方向に向き、この縦方向の線状の切り込みが複数連なって、全部で9列設けられています。横方向の切り込みは付加的な構成にすぎませんし、前記のとおり、当社発明はかかる構成を排除するものではありません。したがって、当社発明の構成要件を充足することは明らかです。

7. 当社が調査会社に依頼して調査した結果、乙川興業製品の販売個数は令和2年4月以降現在まで、少なくとも12万個を製造販売していることが分かりました。乙川興業製品の販売価格は1個当たり1000円ですが、利益率はわかりません。しかし、とにかく格安の製品を大量に販売する薄利多売の事業方針のようですので、1個当たりの利益は非常に低いものと思われれます。当社に発生した損害を回復するためには、乙川興業製品の低い利益額を基礎とするよりも、当社製品の利益額を基礎にしてもらいたいのですが、そのような算定は可能でしょうか。

当社製品は、平成27年から外部業者に委託して製造を行い、当社にて販売しております。増産の余裕もあり、乙川興業製品の販売開始（令和2年4月）から現在までの当社製品の増産可能個数を計算すると6万個となります。当社製品の

1個当たりの販売価格は2500円で、当社製品1個を製造するための費用は、材料費1000円、製造外注費300円、運搬費200円がかかります。その他の費用としては、当社の一般的な人件費等の固定費用をあえて割り付けると当社製品1個当たり400円かかる計算になります。

なお、過去に、別の美容品会社から本件特許のライセンスを受けたいとの申出がありライセンスの交渉をしたことがあります。結局交渉は成立しませんでした。その際に調査したところによると、仮にライセンスをする場合、業界相場の実施料率はライセンシー製品の販売価格の5パーセントということでした。

8. 乙川興業には、当社特許権の侵害に当たる乙川興業製品の製造販売などの行為を全て止めてもらいたいですし、在庫はすべて廃棄されるべきと思います。また、当社に発生した損害についてできるだけ多い金額の賠償をしてもらいたいと思います。そのためであれば、今日お話した製造費用を含む当社製品に関する数字を裁判で主張してもらってかまいません。

また、乙川興業が回答書に記載してきた主張をしてくるであろうことも予想して、訴状には、当社の請求が認められるように十分な主張をしてください。

以 上

訴 状

令和2年12月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 丙 野 一 郎 ⑩

同 弁理士 丁 原 次 郎 ⑩

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都港区南青山〇丁目〇番〇号

原 告 ビューティ甲山株式会社

上記代表者代表取締役 甲 山 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丙野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 丙 野 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丁原特許事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 丁 原 次 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都八王子市〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 株式会社乙川興業

上記代表者代表取締役 乙 川 二 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金 〇〇〇〇万円

貼用印紙額 金〇万〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

1 空欄 1

2 被告は、前項の製品を廃棄せよ。

3 空欄 2

4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

(1) 原告は、化粧品、美容品の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) 被告は、日用雑貨品、食品の販売等を目的とする株式会社である。

2 原告の特許権

(1) 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」という。本件特許権に係る特許を「本件特許」といい、特許請求の範囲請求項 1 記載の発明を「本件発明」という。）を有している（甲第 1 号証（特許登録原簿謄本）、甲第 2 号証（特許公報））。

特許番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号
発明の名称 パック用シート
出願日 平成27年9月17日
登録日 平成29年12月15日
特許請求の範囲 甲第2号証「特許公報」写しの「特許請求の範囲」に記載のとおり

(2) 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 美容用具として、不織布の引っ張り方向とする縦方向に鼻筋の方向を揃えて打ち抜いたフェイスマスク型パック用シートに、
- B-1 鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に、
- B-2 縦方向もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配した
- C ことを特徴とするパック用シート。

(3) 本件発明の作用効果

汎用タイプの不織布には、一般に縦方向には伸びず、横方向に伸びやすいという物性を持つものが多い。本件発明はこのような物性の不織布を用いて、その縦方向に顔の鼻筋方向を揃えてフェイスマスク型に打ち抜いてパック用シートとしたものである。そのため、顔面上に載せられたパック用シートは、鼻に対向する、縦方向もしくはやや斜め方向に走るミシン目状の切り込み線の複数列配された前記ほぼ台形領域部分と、不織布の横方向に伸びやすいという物性とが相俟って、鼻筋や鼻の角度に沿って自然と横方向に伸び広がる。その結果、隙間を生じることなく小鼻部分をもパック用シートでぴったり覆うことができるという効果がある。

3 被告の行為

被告は、遅くとも令和2年4月から、別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）を製造し、販売している。

4 被告製品の構成と作用効果

(1) 被告製品の構成

被告製品の構成は、別紙被告製品説明書記載のとおりであり、本件発明の構成要件に対応させて分説すると以下のとおりである。

- a 美容用具として、不織布の引っ張り方向とする縦方向に鼻筋の方向を揃えて打ち抜いたフェイスマスク型パック用シートであり、
- b - 1 鼻翼の付け根の外側からもう片方の鼻翼の付け根の外側を結ぶ線を下底とし、目頭の1段分か2段分下のやや外側を結ぶ線を上底とするほぼ台形の領域に、
- b - 2 十字状の切り込み線が複数列配してある
- c ことを特徴とするパック用シート。

(2) 被告製品の作用効果

(省略)

5 文言侵害（主位的主張）

(1) 本件発明の構成要件と被告製品の構成との対比

本件発明の構成要件と被告製品の構成とを対比すると、以下のとおりである。

ア 構成要件Aについて

(省略)

イ 構成要件B - 1について

空欄3

ウ 構成要件B - 2について

空欄4

エ 構成要件Cについて

(省略)

オ 作用効果の同一

被告製品の作用効果は、本件発明における作用効果と同一である。

(2) 以上のとおり、被告製品は、本件発明の全ての構成要件を充足するから、本件発明の技術的範囲に属する。

6 均等侵害（予備的主張）

仮に被告製品が文言上構成要件B - 1、B - 2を充足しないとしても、以下のとおり、被告製品は、本件発明と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属する。

(1) 均等侵害の要件

均等侵害が認められる要件は以下の5要件である（最高裁平成10年2月24日判決〔ボールスプライン事件〕）。

空欄5

以下では、原告に立証責任がある第一要件ないし第三要件を充足することについて主張する。

(2) 構成要件B - 1について

ア 第一要件

空欄6

イ 第二要件

空欄 7

ウ 第三要件

空欄 8

- (3) 構成要件 B - 2 について
(省略)

7 原告の損害

- (1) 特許法 102 条 1 項 1 号による損害

空欄 9

- (2) 特許法 102 条 1 項 2 号による損害

空欄 10

- (3) まとめ
(省略)

8 結論

よって、原告は、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以 上

証 拋 方 法

(省 略)

附 属 書 類

(省 略)

(別紙)

被告製品目録

製品名を「超美容マスク」とする美容フェイスマスク

(別紙)

被告製品説明書

被告製品の構成は、以下の説明及び図面に記載のとおりである。

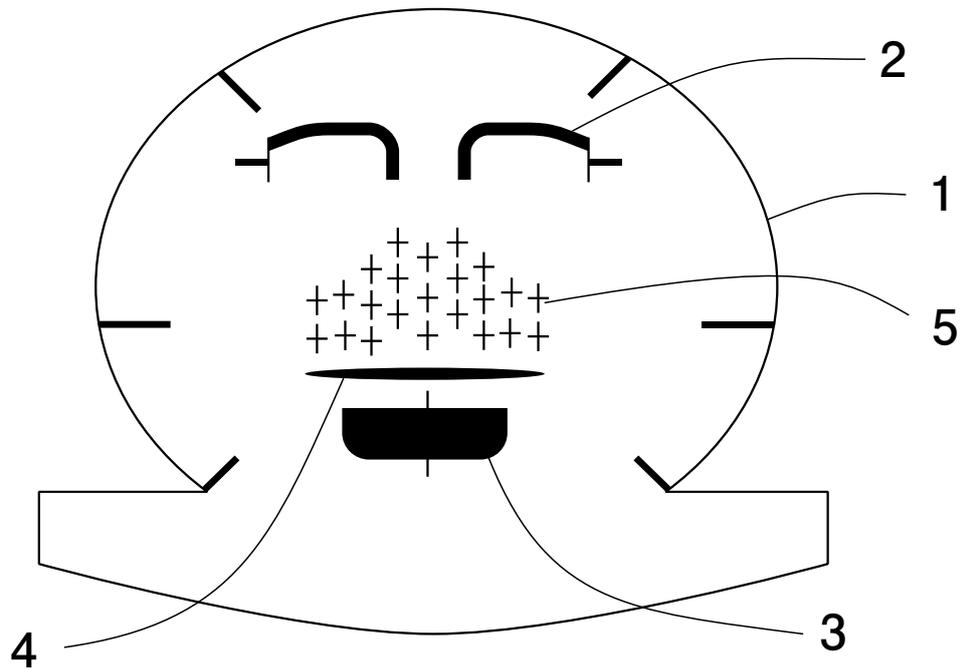
第1 説明

ヒアルロン酸等の美容成分を含んだ美容液を含浸させた不織布で製造された郵便はがき大の寸法・形状の美容フェイスマスク型のパック用シートである。

被告製品を構成する不織布は、汎用タイプの不織布であり、縦方向（顔面上下方向）にはある程度のテンションをかけても延伸せず、横方向（顔面左右方向）には手で引っ張った程度の力でも容易に延伸するような特性を有している。被告製品は、上記の不織布の縦方向に鼻筋の方向を一致させ、刃型で打ち抜くことによって製造されている。

被告製品には、眼部に対向する切り欠き孔（2）、口部に対向する切り欠き孔（3）、鼻下端部に対向する切り込み線（4）、鼻部の十字状切り込み線（5）が設けられている。鼻部の十字状切り込み線（5）は、横方向に9列の合計23個あり、被告製品を顔面に載せた場合に鼻部の小鼻部分をぴったりと覆うように設けられている。

第2 図面



【符号の説明】

- 1 輪郭
- 2 眼部に対向する切り欠き孔
- 3 口部に対向する切り欠き孔
- 4 鼻下端部に対向する切り込み線
- 5 鼻部の十字状切り込み線